



福岡国際空港

太陽光発電: 約200kW



太陽光発電: 7000kW

北海道電力提供

滑走路方向: 手前側直線3.5km(離着陸は真上を通過)

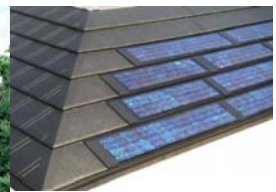
□太陽光発電の設置に当たって、地域の景観条例の適用を受けることがある。この問題を論じる場合、京都、鎌倉、金沢、奈良など都市景観保全の観点から、制定されている「**景観保全条例**」での太陽電池の扱いが参考になる。そこでは、建築物(含む住宅)と街並みとの景観調和を規定しているが、基本的には太陽電池が“**公共用空地から「見える場合」「見えない場合」を基準**”として、その対策が取られている。

□結果、当該太陽電池について、各地域の景観条例に対応することで、周辺住民の生活環境に支障を及ぼさないことを実現できると考える。

□過去の検討例として、環境庁(当時名)による国立公園内(白馬山頂付近)における環境影響評価が1989年に実施された例がある(後述)。これを契機として、国立公園内の環境施設としての導入が進んだ。



街並み写真



また、これからは、新たな街づくりの中で太陽光発電の利用は必須アイテムである。太陽電池をどのように街なみと調和され利用するかは、都市計画上の今後の重要な課題と指摘できる。

太陽光発電システムの住環境へ影響 (まとめ)

太陽光発電施設が“近隣の住環境あたえる影響”については、各種環境影響について検討した。

通常採用されている設計基準や工法からみて、影響は極めて限定的と判断される。また、多くの設置実績においても、地域に適応した適切な対応が取られており、制御された一定の環境条件が維持されていると判断される。

清水港・みなと色彩計画推進協議会

シンボルカラー:「ホワイト&アクアブルー」

送電鉄塔:アクアブルー

モジュール:強いブルー系



デザインの国フランス:アルプスに 30MW(典型例)



30.94 MW Solar Park, Le Mees, Alpes-de-Haute-Provence, France
<http://time-az.com/main/detail/31458>

表 再生可能エネルギー発電設備の導入状況等について(平成26年6月末時点)

	(1)導入容量 (万kW)		(2)買取電力量 (万kWh)		(3)買取金額 (億円)(※3)		(4)認定容量 (万kW)
	新規認定分 (※1)	移行認定分 (※2)	平成26年 6月分	制度開始から の累計	平成26年 6月分	制度開始から の累計	新規認定分 (※1)
太陽光 (住宅)(※4)	240 ----- +10	467	59,965 ----- -10,382	905,079	259 ----- -46	4,010	292 ----- +6
太陽光 (非住宅)	848 ----- +56	26	113,715 ----- -1,914	765,983	479 ----- -9	3,193	6,604 ----- +20
風力	11 ----- +1	253	24,510 ----- -14,172	863,562	54 ----- -31	1,851	121 ----- +9
中小水力	1 ----- +0	21	9,156 ----- -2,019	137,065	24 ----- -5	350	32 ----- +0
地熱	0 ----- +0	0	36 ----- -10	807	0 ----- +0	3	1 ----- +0
バイオマス(※5)	8 ----- +0	113	22,699 ----- -10,504	427,223	46 ----- -21	807	128 ----- -4
合計	1,109 ----- +66	881	230,081 ----- -38,999	3,099,719	862 ----- -112	10,214	7,178 ----- +31

参考

※1 「新規認定分」とは、本制度開始後に新たに認定を受けた設備です。
 ※2 「移行認定分」とは、再エネ特措法(以下、「法」という。)施行規則第2条に規定されている、法の施行の日において既に発電を開始していた設備、もしくは、法附則第6条第1項に定める特別太陽光発電設備(太陽光発電の余剰電力買取制度の下で買取対象となっていた設備)であって、本制度開始後に本制度へ移行した設備です。
 ※3 電気事業者を支払われる交付金(電気をご利用の皆様からいただく賦課金で賄われるもの)は、(3)の買取金額から回避可能費用等を差し引いた金額となります。
 ※4 太陽光(住宅)について、前年度(平成26年3月)までの導入状況の公表においては、導入時期が法施行日の前か後かで分類しておりましたが、平成26年度(平成26年4月)からは、本制度開始後に新たに認定を受けた設備を明確に分類するため、「新規認定」か「移行認定」かの分類としました。
 ※5 バイオマス発電設備については、前年度までの集計手法から、より実態を反映した集計手法とするため、今年度より認定時のバイオマス比率を乗じて得た推計値を集計しています。

「電気事業者による再生可能エネルギー 電気の調達に関する特別措置法案」第1条

この法律は、エネルギー源としての再生可能エネルギー源を利用することが、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっていることに鑑み、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関し、その価格、期間等について特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もって我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。